

庄原市と広島みどり信用金庫との包括連携協定書

庄原市を甲とし、広島みどり信用金庫を乙として、甲と乙は、次のとおり包括的な連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が連携し、庄原市内における地域活力の増進、産業の振興及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携する。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関すること。
- (3) 観光交流の推進に関すること。
- (4) 健康増進に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者の支援に関すること。
- (6) 子育て支援に関すること。
- (7) 教育文化の振興に関すること。
- (8) 災害時の支援に関すること。
- (9) その他甲と乙が合意した事項

(具体的な事業の取り扱い及び第三者との協定)

第3条 前条各号の事項に属する具体的な事業内容及び実施方法は、甲と乙が協議し、事業ごとに別に定める。

2 甲と乙は、相手方がこの協定と同様の協定等を第三者と締結することを妨げない。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも解約の申出がない場合は、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議して変更する。

(秘密の保持)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく事業の実施に際して提供された情報及び知り得た事実を、次の各号に定める場合を除き、相手方の書面による承諾を得ないで第三者に漏らしてはならない。

- (1) 相手方から提供を受けたとき既に保有していた情報、及び提供を受けたのちに開示権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- (2) 相手方から提供を受けたとき既に公知となっていた情報、及び提供を受けたのちに自らの責によらずして公知となった情報
- (3) 法令等の規定に基づき官公庁からの開示請求に応じる場合、及び第三者の正当な権限に基づき開示請求に応じる場合

(疑義の解決)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度甲と乙が協議して定める。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が署名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成27年4月13日

甲 広島県庄原市

庄原市長

木山耕三



乙 広島みどり信用金庫

理事長

不二信正敏

